

令和8年度 町民税・県民税申告の手引き

申告期限：令和8年3月16日（月）

町民税・県民税について

私たちの日常生活に身近な地域社会のための費用を、住民が分担し合うという性格の税金です。例えば、ゴミの処理、公園や道路の整備、教育、福祉、保健、消防等のサービスを行うために使われています。個人の町・県民税は、所得に応じて負担する「所得割」と広く平等に負担する「均等割」で構成されています。また、町民税と県民税をあわせて住民税とよばれています。

申告書を提出しなければならない方

令和8年1月1日現在、府中町に住所がある方
ただし、次のいずれかに該当する方は町民税・県民税の申告をする必要はありません。

- 1 税務署に所得税の確定申告書を提出された方。
 - 2 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出された方。（提出の有無は勤務先にご確認ください）
 - 3 前年中の全ての所得の合計が、45万円を超えない方。
- ※ 給与所得や退職所得以外に営業等・不動産・配当・一時・雑などの所得がある場合、その所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告（税務署）を、20万円を超えない場合は町民税・県民税の申告をする必要があります。
- ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合は所得税の確定申告（税務署）を、20万円を超えない場合は町民税・県民税の申告をする必要があります。
- ※ 所得税の確定申告（税務署）が不要の場合でも、**源泉徴収票に記載のない控除額（所得から差し引かれる金額）がある場合は、町民税・県民税の申告をしなければ町民税・県民税額が上がる場合があります。**
- ※ 前年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。ただし、国民健康保険税の算定、児童手当等各種給付・助成申請、非課税証明書等の交付等において、必要な場合は申告してください。

申告に必要なもの

- ※ いずれも令和7年1月1日から令和7年12月31日分までのものが対象になります。
- 1 「町民税・県民税申告書」
 - 2 前年中の所得が分かるもの（給与や年金は**源泉徴収票**、営業や不動産は収支内訳書や領収書など）
 - 3 源泉徴収票に記載のない社会保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書
 - 4 障害者控除を受ける方は障害者手帳（郵送による場合はコピーを添付）
 - 5 医療費控除を受ける方は医療費控除の**明細書**
* 支払医療費の合計額や保険金などで補てんされる金額は事前に計算しておいて下さい。
 - 6 その他添付が必要な書類

提出方法～電子申告をおすすめします！～

提出方法①

インターネットによる電子申告。ご自身のスマートフォンやパソコンから24時間いつでもどこでも申告できます。

提出方法②

郵送による提出。申告書に記入し、下記の住所に郵送してください。

提出方法③

役場の申告会場で提出。事前に予約をしてください。

* 源泉徴収票や各種控除の証明書は必ず添付してください。届いていない場合や紛失された場合は、証明書を発行しているところへ再発行を依頼してください。

* 令和8年度町・県民税課税台帳記載事項証明書（所得証明書）の発行時期は令和8年6月1日以降です。

申告書提出先・問い合わせ先

〒735-8686 府中町大通三丁目5番1号 府中町財務部税務課町民税係
TEL : 082-286-3143

町民税・県民税の申告書の書き方の説明

所得金額(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの分について計算します。)

①	當業等	製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、大工などから生じる所得。	申告書の裏面の 収支内訳を記入し てください。
②	農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得。	
③	不動産	貸家、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得。	
④	利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配などの所得。(源泉分離分は除く)	
⑤	配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得。 配当割額控除を受ける場合は、申告書表面の所定の記載欄へ記入してください。	
⑥	給与	給料、賃金、賞与などの所得。(前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額です。) 給与所得は「給与所得金額速算表」(下記)で算出してください。 *源泉徴収票添付	
⑦ ⑧ ⑨	公的年金等	公的年金(厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給)などの所得。公的年金等の所得は「公的年金等の所得金額速算表」(下記)で算出してください。 *源泉徴収票添付	
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターからの分配金など又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得。	
	その他	互助年金、個人年金等による所得で、他のいずれにも該当しない所得。個人年金などは、掛け金を必要経費として差し引くことができます。	
⑪	総合譲渡	土地建物以外の資産(営業権、車両、機械器具など)の譲渡による所得。所有期間が5年以下の場合は短期、超える場合は長期譲渡所得となります。収入から必要経費(取得費・譲渡費用)を差し引き、その合計額から特別控除額(上限50万円)を差し引いてください。	
	一時	生命、学資、養老保険等の満期返戻金など一時的な所得。収入(受取金額)から必要経費(掛け金)を差し引き、その合計額から特別控除額(上限50万円)を差し引いてください。	

●給与所得金額速算表

Ⓐ給与等の収入金額	給与所得の金額
651,000円未満	0円
651,000円～1,899,999円	Ⓐ - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	Ⓐ - (Ⓐ × 30% + 80,000円)
3,600,000円～6,599,999円	Ⓐ - (Ⓐ × 20% + 440,000円)
6,600,000円～8,499,999円	Ⓐ - (Ⓐ × 10% + 1,100,000円)
8,500,000円～	Ⓐ - 1,950,000円

※所得金額調整控除の適用がある場合は、「給与所得金額速算表」で計算した所得から控除額を差し引いた額を⑥へ記入してください。

●所得金額調整控除

項番	所得金額調整控除適用の要件等	控除額
1	給与等の収入金額が850万円を超える場合 1.特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 2.年齢22歳以下の扶養親族を有する 3.本人が特別障害者に該当する。 ※該当の方は、申告書裏面の「所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。	(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は、1,000万円 - 850万円) × 10%)
2	給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合	(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)) - 10万円

※上記項番1および2いずれの要件にも該当する場合は、1の控除額を適用したあとの金額に2の控除額を適用します。

●公的年金等の所得金額速算表

年齢区分	Ⓑ公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	0円～1,299,999円	Ⓑ - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	Ⓑ × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	Ⓑ × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	Ⓑ × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	Ⓑ - 1,955,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	0円～3,299,999円	Ⓑ - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	Ⓑ × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	Ⓑ × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	Ⓑ × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	Ⓑ - 1,955,000円

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

※公的年金等収入以外の合計所得金額が1,000万円超の場合、上記の表により計算された所得に次のとおり加算されます。

- ・1,000万円超2,000万円以下の場合…10万円加算
- ・2,000万円超の場合…20万円加算

④遺族年金、障害年金は非課税所得なので記入は不要です。

所得から差し引かれる金額

所得控除の種類		所得控除の控除額等				必要書類																								
⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、あなたが前年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料等の金額。 配偶者やその他の親族の年金や給与から差し引かれた社会保険料は控除の対象外です。				領収書、納付記録の原本																								
⑭	小規模企業共済等掛金控除	あなたが前年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金。				掛金払込証明書の原本																								
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料をあなたが前年中に支払った場合。				生命保険料控除証明書の原本																								
⑯	地震保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約</th> <th colspan="2">旧契約</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年1月1日以後に締結した契約(新契約)は、一般・介護医療・個人年金各々の適用限度額が2万8千円となります。また、各保険料控除額の合計適用限度額は7万円となります。平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)は、従前と同様の一般・個人年金各々の適用限度額は3万5千円となります。また合計適用限度額は7万円となります。なお、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、新契約の限度額が適用されます。</p>				新契約		旧契約		支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円	32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円	地震保険料控除証明書の原本
新契約		旧契約																												
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額																											
12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額																											
12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円																											
32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円																											
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																											
⑰	寡婦	<p>あなたが火災保険、損害保険契約等の地震損害部分について前年中に支払った保険料がある場合。</p> <p>①地震保険契約 保険料等の金額の1/2に相当する金額を控除します。(最高25,000円)</p> <p>②損害保険料控除は廃止されましたが経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については以下の改正前の損害保険料控除を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>控除額は①と②の合計額(最高25,000円)となります。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>ただし、同一契約中に①と②がある場合はどちらか片方のみ適用となります。</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>一律 10,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				支払った保険料の金額	控除額	控除額は①と②の合計額(最高25,000円)となります。	5,000円以下	支払った保険料の金額	ただし、同一契約中に①と②がある場合はどちらか片方のみ適用となります。	5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円		15,001円以上	一律 10,000円		学生証の写し等												
支払った保険料の金額	控除額	控除額は①と②の合計額(最高25,000円)となります。																												
5,000円以下	支払った保険料の金額	ただし、同一契約中に①と②がある場合はどちらか片方のみ適用となります。																												
5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円																													
15,001円以上	一律 10,000円																													
⑱	ひとり親	性別にかかわらず、あなたが現に婚姻していない(または夫の生死が不明な)方で、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下)がおり、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 →30万円 (※実上婚姻関係と同様の事情がある場合を除く)																												
⑲	勤労学生	あなたが学生・生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下(給与収入の場合150万円以下)。ただし、給与以外の所得が10万円以下である場合。 →26万円																												
⑳	障害者控除	<p>あなたやあなたの配偶者・その他の扶養親族が障害者である場合。(16歳未満の扶養親族を含む)</p> <p>①普通障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など) →26万円</p> <p>②特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など) →30万円</p> <p>③上記②のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方 →53万円</p>				障害者手帳の写し																								
㉑	配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が下記の「配偶者控除額早見表」に当たる場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く)																												
㉒	配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が下記の「配偶者特別控除額早見表」に当たる場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く)																												
㉓	扶養控除	あなたと生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合。(他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族及び専従者を除く)																												
㉔	特定親族特別控除	<p>あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方)の親族のうち、合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く) →「合計所得欄の記入及び「特親」欄に○をしてください」</p> <p>※控除額については、下記「特定親族特別控除額早見表」を参照してください。</p>																												
16歳未満の扶養親族		あなたと生計を一にする親族のうち、平成22年1月2日以後に生まれた方で、前年中の合計所得金額が58万円以下の場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く) * 町民税・県民税の非課税判定等に必要となります。																												
㉕	基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下である場合。 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合、この控除は受けられません。																												
㉖	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(総所得金額等が58万円以下の人が前年中に災害や盗難、横領などにより損失を受けた場合、【損失額-補てん額】-【総所得金額等の10%】)と災害関連支出の金額-5万円のいずれか多いほうの金額。																												
㉗	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に支払った医療費で、あなたの総所得金額等の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)を超えた金額。(控除の限度額は200万円)				医療費控除の明細書																								

●配偶者控除額早見表

配偶者合計所得金額 58万円以下	扶養主の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
老人の配偶者 (※)	38万円	26万円	13万円

(※)昭和31年1月1日以前生まれ(70歳以上)

●特定親族特別控除額早見表

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超125万円以下 (185万円超190万円未満)	3万円
125万円超130万円以下 (190万円超197万2千円未満)	2万円
130万円超133万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	1万円

●配偶者特別控除額早見表

配偶者の合計所得 (収入が給与だけの場合の収入金額)	扶養主の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円超100万円以下 (123万円超165万円以下)	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下 (185万円超190万円未満)	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下 (190万円超197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円

※「特定親族」とは

申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方)の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受けている人および白色事業専従者を除く。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。

■事業専従者欄について

事業専従者は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの経営する事業に前年中に6ヶ月を超える期間専ら従事していた者に限られます。事業所得金額から、次の①・②のいずれか少ない金額を控除できます。

① 配偶者=86万円、その他の親族1人につき50万円

② (営業所得+農業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者の数+1)

※ 事業専従者とした人を配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の各対象とすることはできません。

■住民税非課税の範囲

下記に該当する方は、町民税・県民税は非課税になります。

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

・障害者、未成年者(平成20年1月3日以後に生まれた方)、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方

・前年の合計所得金額がつぎの金額以下である方

①同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)、扶養親族のある方 35万円 × (同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)、扶養親族の合計人数+1)+21万円+10万円

②同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)、扶養親族のない方 35万円+10万円=45万円

●申告書の裏面について

■個人番号記載欄 → 配偶者や扶養される方の個人番号(12桁)を記載してください

■営業所得収支内訳

科 目		
売 上 (収 入) 金 額	①	
売 上 原 価	期 首 た な 卸 高	②
	仕 入 金 額 (原 価)	③
	期 末 た な 卸 高	④
	差 引 原 価 (② + ③ - ④)	⑤
	差 引 金 額 (① - ⑤)	⑥

- ▶ 前年中に収入の確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費なども含む)
- ▶ 前年期首の商品たな卸高
- ▶ 前年中に仕入れた商品原価
- ▶ 前年期末の商品たな卸高

■不動産所得収支内訳

科 目	
收 入 金 額	家 賃 収 入
	地 代 収 入
	権 利 金
	礼 金
	更 新 料

- ▶ アパート、貸家、貸店舗等の収入
- ▶ 貸土地、月極駐車場等の収入
- ▶ 不動産を貸与する場合に取得する権利金の収入

■必要経費について

租 税 公 課	事業税、自動車税、固定資産税(居住用は含まず)、組合費など(町・県民税は含まず)
荷 造 運 貨	販売商品の荷造りのための材料費、人夫費、運賃
水 道 光 熱 費	事業用として使用した水道料金、電気料金、ガス料金
旅 費 交 通 費	販売などの事業用のための交通費、宿泊費など
通 信 費	事業用として使用した電話料金、電報料金、切手代、はがき代など
広 告 宣 伝 費	新聞、雑誌への広告料、広告マッチ、タオル、カレンダーなど
接 待 交 際 費	事業用として使用した接待費、交際費
損 害 保 険 料	火災保険料、損害保険料(居住用は含まず)
修 繕 費	事業用の建物、自動車、バイク、機械などの修理代
消 耗 品 費	包装材料、文房具、ガソリン代等の金額
減 価 償 却 費	店舗、自動車、機械、器具などの償却費
福 利 厚 生 費	従業員の慰安などのための費用、事業主が負担する保険料・退職金共済制度に基づく掛金など
給 料 ・ 賃 金	従業員に対する給料、賞与、賃金、手当など
利 子 割 引 料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料
地 代 ・ 家 賃	事業用の土地・建物を借用了した地代・家賃(居住用は含まず)
貸 倒 金	事業に関し生じた売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失

●源泉徴収票などの添付書類について

源泉徴収票・国民年金保険料や生命保険料の支払証明書(原本のみ)、各種領収書や手帳(コピー可)などは、貼り付けず、そのまま封筒にいれてください。